

西日本工業大学におけるコンプライアンス教育に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、西日本工業大学における公的研究費の取扱いに関する規程第12条の規定に基づくコンプライアンス教育について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス教育とは、本学における公的研究費の適正な使用に関し遵守すべき法令、規程及び行動規範並びに公的研究費に関するルール等を理解し、意識向上を図ることを目的とした教育をいう。
- (2) 教職員等とは、本学に所属する教職員及び研究支援に携わる非常勤職員や学外からの共同研究者等をいう。
- (3) 学生とは、本学に所属する学部学生及び大学院学生をいう。

(コンプライアンス推進責任者)

第3条 コンプライアンス教育について実質的な責任と権限を持つものとして、コンプライアンス推進責任者を置き、地域・産学連携センター長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、教職員等及び学生に対し、コンプライアンス教育を定期的に行わなければならない。

(教職員等及び学生の責務)

第4条 教職員等及び学生は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者が受講の必要がないと判断した者にあつては、この限りでない。

(コンプライアンス教育の実施等)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の不正使用を防止する観点から、教職員等及び学生その他の本学の構成員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な教育及び研修に関する全学的な体制を確立するよう努めなければならない。

2 本学におけるコンプライアンス教育の実施について、次の各号に定める。ただし、非常勤職員や学外からの共同研究者等については、その権限や責任等を勘案し、リーフレットの配付等により当該者が遵守すべき事項を周知できると判断される場合は、これに代えることができる。

- (1) 対象者は、本学に所属する教職員等、学部学生、大学院学生とする。
- (2) 実施方法は、教職員等は教職員研修会、学部学生は1年次前期及び3年次、大学院学生は1年次前期で実施する。
- (3) 内容は、「西日本工業大学における公的研究費不正防止計画」に沿うものとする。
- (4) 未受講者については、教職員等にはコンプライアンス教育実施時の資料を個別に配付し、学部学生、大学院学生については、ガイダンス担当教員もしくは最高責任者が個別に面談し、資料を配付する。

3 コンプライアンス推進責任者は、前項に定めるコンプライアンス教育の実施にあたっては、研究倫理教育等と併せて実施する等、研究者が遵守すべき事項を体系的に理解し、習得できるように配慮するものとする。

(理解度の把握)

第6条 コンプライアンス教育受講者の理解度の把握については、受講後にアンケートを実施し、理解度を把握するものとする。

2 アンケートの結果、理解度が低い受講者に対し、コンプライアンス推進責任者もしくはガイダンス担当教員が個別に指導するものとする。

(コンプライアンス教育の見直し等)

【コンプライアンス教育に関する細則】

第7条 コンプライアンス推進責任者は、受講状況を把握し、未受講者に受講を促す仕組みを整備しなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者は、理解度を測るためにアンケート等を実施し、その結果を評価するとともに、コンプライアンス教育の実施方法等について、必要に応じて、見直しを行うものとする。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。